

小牧市若年がん患者在宅療養支援事業実施要領 Q & A

No.	質 問	回 答
1	具体的にどのようなサービスが助成の対象となりますか。	<p>下記①～③のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの（※）</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排せつ処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p> <p>(※)他の制度を利用している場合は対象となりません。</p>
2	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>他の制度を利用したサービス等は、本制度の対象外です。他の制度を利用していない場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付に関しては問いませんので、全額助成対象とします。</p>
3	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	<p>介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。</p>
4	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>訪問看護等、医療保険を既に受けている場合の費用は自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合は、本制度を利用することも可能です。</p>
5	サービス事業者には指定はありますか。	<p>原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人格である 2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の

		同居者(※)でない (※)同居とは(同居の判断) ①同一家屋であること ②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと ③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること ④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をしていることか(※) (※)例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。
6	介護者(同居者)がいる場合、生活援助は対象外ですか。	介護者(同居者)がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。
7	入院中の方が、在宅の準備の為に購入した福祉用具は補助の対象となるのか。	対象者が入院中に対象となる品目の購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、在宅で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。そのため入院中に購入される場合は、補助対象とならない場合がある事をご承知おきください。
8	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
9	どのような疾患が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる疾患(※)を対象とします。 (※) ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。) 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
10	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。

11	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	県では福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。
12	助成を受けるためにはどうしたらよいですか。 交付申請はいつまでに行う必要がありますか。	<p>サービス利用前に、保健センターへご連絡ください。関係書類一式のお渡しと交付申請書兼請求書等の書類記入注意点等をお伝えします。</p> <p><助成事業の流れ> ★④と⑥は同時申請可能</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健センターより関係書類受け取り ② サービスのご利用 ③ サービス利用料のお支払い ④ 交付申請書のご提出★ ⑤ 市より交付決定通知書(郵送)受け取り ⑥ 請求書のご提出★ ⑦ 市より助成金のお支払い(⑥受付日の約1か月後) <p>・助成対象者が申請時に小牧市内在住であり 同じ年度内(4月～翌年3月)であれば、 既にサービス利用中・利用後の方も申請が可能な場合があります。領収証等の関係書類はとっておいて頂き、保健センターへご相談ください。</p> <p>交付申請時期の注意点は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービスを利用したのと同じ年度内(4月～翌年3月)に申請・請求していただく必要があります。 ●転出後は交付申請の手続きはできません。転出前までにご相談・申請をお願いします。
13	代理申請は可能ですか。	<p>可能です。対象者が18歳未満の場合は保護者を申請者としてください。</p> <p>申請時、本人と申請者それぞれの身分証明書の写しを添付してください。</p>
14	サービス等の利用期間に有効期限はありますか。	助成対象のサービス等利用開始後一年を経過した場合は再度医師による意見書の提出をお願いします。
15	医師の意見書は誰に書いてもらえばよいですか。	主治医に所定様式の記入を依頼してください。作成料は全額自己負担となりますが、具体的な料金は医療機関へご確認ください。
16	助成金の請求はいつ行えばよいですか。	<p>交付決定サービス等を利用した日の【翌月10日】に月単位で請求、もしくは一定期間分をまとめて請求する事もできます。その場合は【交付決定を受けたサービス等を利用した年度の末日まで】が請求期限です。</p> <p>受付後約1か月後までに振込口座へ入金予定です。</p>

17	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または助成対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）の記載が必要です。
18	振込口座の指定はありますか。	振込口座は申請者又は利用申請書に記載の受任者名義の口座を指定してください。
19	領収書の氏名が申請者や利用申請書に記載の受任者ではない場合は、どうすればよいですか。	申請者（または助成対象者）や受任者の氏名ではない場合は、別途委任払い手続きが必要となる為、請求前に保健センターへご相談ください。 申請者や助成対象者との関係が確認できる書類の写し（【助成対象者】と【領収書氏名の方】の身分証の写し等）が必要となります。
20	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。
21	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（または補助対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）
22	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となりますので、一度原本をご提出ください。確認後、本事業による補助金申請済であることを記載し返却いたします。
23	利用途中に助成対象者が40歳を迎えた場合、利用分の請求はどうすればよいですか。	この事業については誕生日の前々日までに利用した費用を請求することが可能です。 そのため月単位で支払っているものに関しては、可能であれば誕生日の前々日までの支払い分となるよう領収書等を発行してもらってください。
24	交付申請は終わっていますが、サービス等を使っている月の途中で愛知県内の他の市町村へ転出する予定です。その場合、その月の請求はどうすればよいですか。	転出予定がある場合は、早めに保健センターへお知らせください。 転出前のサービス等利用額については小牧市へ請求、転出後の分については転出先の市町村で相談していただく事となります。